

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の  
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成30年分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額 (第3表)

財産を取得した人の氏名			(各人の合計)					
区分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人 (第12表㉕)	円	円	円	円	円	円
		その他の人 (第1表㉑+第1表㉒)						
	債務及び葬式費用の金額 (第1表㉓)		㉓					
	純資産価額 (㉑-㉓) 又は (㉒-㉓) (赤字のときは0)		㉔					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表㉕)		㉕					
課税価格 (㉔+㉕) (1,000円未満切捨て)			㉖	㉖				
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表㉗)		㉗					
	あん分割合 (各人の㉖/㉖)		㉘					
	算出税額 (㉗×各人の㉘)		㉙					
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	㉚					
農業投資価格超過額 (第12表㉛)		㉛						
各人へのあん分額 (㉚×各人の㉛/㉛)		㉜						
各人の算出税額 (㉙+㉜)			㉝					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。  
2 各人の㉝欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額㉞」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (第8表2) (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)
納税猶予の基となる税額 (上の表の各農業相続人の㉙の金額)		㉙	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1㉞×上の表の各農業相続人の㉙の金額)		㉚					
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の(㉚+㉛)の金額)		㉛					
上の表の㉙の各農業相続人の算出税額		㉜					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1㉞×上の表の各農業相続人の㉙の金額)		㉝					
(㉛-(㉜+㉝))の金額 (赤字のときは0)		㉞					
農地等納税猶予税額(㉙+㉚-㉞) (100円未満切捨て、赤字のときは0)		㉟	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の㉟欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊱」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除若しくは医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の㉞欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊱」欄に転記します。  
2 ㉟欄の㊱欄に記入する金額は、㊱欄の「㉙+㉚-㉞」の金額が㉟欄の㊱欄の金額を超える場合には、㉟欄の㊱欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㉟欄の㊱欄の金額は、㉟欄の㊱欄の金額を超えることができます。